

令和 7 年 11 月 5 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除湿機、電気掃除機（自走式）、電動アシスト自転車、リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|------|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガストーチ 1 件） | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち除湿機 1 件、電気掃除機（自走式） 1 件、
電動アシスト自転車 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件） | 4 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちリチウム電池内蔵充電器 4 件、扇風機（充電式、携帯型） 1 件、
除湿乾燥機 1 件、電動アシスト自転車 1 件、椅子 1 件、
電子レンジ 1 件、電動車いす（ハンドル形） 1 件） | 10 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500798	令和7年10月17日	令和7年10月31日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	使用者(90歳代)が当該製品で走行中、道から外れ、当該製品ごと側溝に転落し、胸椎を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202500800	令和7年9月8日	令和7年10月31日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年10月28日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし